

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金について

本補助金は、申請額が予算枠に達し、本年度予算分について交付決定が完了したため、受付を終了しました。

補助金の概要は以下のとおりです。

1.助成枠

5億6,000万円

2.補助対象者

静岡県内に以下の補助対象設備を導入する法人(国、地方公共団体及び資本金3億円を超える大企業者を除く)又は個人事業者。市町補助金との併給は可です。

- (1)太陽光発電設備(10kW以上)
- (2)小型風力発電設備(5kW以上20kW未満)
- (3)中小水力発電設備(3kW以上1,000kW未満)

3.補助金額

対象経費の10分の1以内(上限100万円)

(※)補助金額の千円未満は切り捨て

4.受付期間

申請: **受付終了**

実績報告: 工事完了後30日以内(最終期限平成25年3月15日(金曜日))

※申請額が予算枠に達し、本年度予算分について交付決定が完了した為、受付を終了しました

(※)実績報告の最終提出期限の延長については、「7 実績報告の最終期限の延長について」を御参照ください

5.その他(県制度融資)

県では、太陽光発電等の新エネ・省エネ機器を導入する中小企業向けの制度融資を実施しています。制度融資は、県が金融機関に利子補給することで、利用者が低利で融資をうけることができ、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安となっています。

本補助金と県制度融資は、併用可能です。

詳細はこちらを⇒ <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/index.html>

6.実績報告の最終期限の延長について

静岡県の平成 24 年度事業者用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金については、平成 25 年 3 月 15 日(金曜日)を提出期限としておりますが、全国的な太陽光発電設備の建設集中により、工期に遅れが生じている現状を踏まえ、実績報告の最終提出期限を延長します。

ア 事業者用補助金について

(1)実績報告の最終提出期限の延長

旧)平成 25 年 3 月 15 日(金曜日) ⇒ 新)平成 25 年 9 月 30 日(月曜日)

* 但し、工事完了後 30 日以内に提出していただく必要がございます。

補助金の申請受付は終了しています。

(2)実績報告時の提出書類

- 1.事業者用太陽光発電設備等導入支援事業費補助金実績報告書(様式第 7 号)
- 2.事業実績書(様式第 2 号)
- 3.収支決算書(様式第 3 号)
- 4.事業費の内訳(様式第 5 号)
- 5.補助対象経費に係る契約書(売買契約書、工事請負契約書等)の写し
- 6.補助対象経費に係る領収書の写し
- 7.設置した設備等の設置状況を示す写真(施工前及び施工後の写真) など

実績報告の詳細については、「平成 24 年度事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実績報告書提出の手引き」をご参照ください。

イ 平成 25 年度の支援について

平成 25 年度については、これまでの助成制度を見直し、低利な融資制度(県制度融資への上乗せ利子補給)により、太陽光発電設備等を設置する中小企業の皆様等を支援します。

なお、融資枠は 80 億円、融資利率は 1.4%(保証協会へ支払う保証料が別途必要)です。

詳細については、県の制度融資のページを御参照ください。

[県制度融資のページはこちら](#)

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/index.html>